

みどり薬局指定居宅療養管理指導
または介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 (一社)保健共同企画ふくいが開設するみどり薬局が実施する居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導等」という。)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業目的)

第2条 みどり薬局の従業者が、要介護状態または要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 みどり薬局が実施する事業の従業者は、要介護者等が来局が困難な場合に対し、その居宅を訪問して薬学的管理指導を行うことにより療養生活の質の向上を図る。

- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 (一社)保健共同企画ふくい みどり薬局
- (2) 所在地 福井県福井市光陽3-4-12

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

薬剤師 5人

薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、薬剤管理、服用管理、服用指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導や助言を利用者・家族に行う。その内容について、記録を作成し、処方医及び介護支援専門員、訪問看護師など他のサービス事業者に報告する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次の通りとする。なお、電話等により24時間

常時連絡が可能で、自下院が胃においても緊急時に対応できる体制とする。
薬剤師による指定居宅療養管理指導等 月曜日から金曜日
午前 9 時から 12 時 30 分及び午後 2 時から午後 5 時
※但し 国民の祝日 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く

(事業の種類)

第7条 みどり薬局が実施する事業の種類は、次の通りとする。

薬剤師による居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。居宅療養管理指導等の実施前に、あらかじめ利用者またはその家族にサービス内容および費用について文書で説明し、同意を得る。

2 指定居宅療養管理指導等に要した交通費については徴収しない。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書で同意を得ておく。

4 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制の整備を行う。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は(一社)保健共同企画ふくいが定めるものとする。

(附則)この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 7 月 1 日に改訂し施行する。

この規程は平成 20 年 11 月 1 日に改訂し施行する。

この規定は平成 26 年 4 月 1 日に改定し施行する

この規定は平成 28 年 2 月 1 日に改定し施行する

この規定は平成 30 年 4 月 1 日に改定し施行する

この規定は令和 6 年 4 月 1 日に改定し施行する

この規定は令和 7 年 4 月 1 日に改定し施行する